

金融機関の手続きについて

通帳やカードをなくした方

口頭で本人確認ができれば預金の払戻しを行っています。
通帳やカードの再発行も受け付けています。



金融庁携帯サイト

■お問い合わせ先

金融機関の電話相談窓口、もしくは、金融庁ホームページ東日本大震災関連情報
<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>

お取引金融機関以外の金融機関でも、通帳・カードがなくても預金の払戻しを取り扱っている場合があります。

■お問い合わせ先…全国銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会 各金融機関のホームページ

全国銀行協会では、震災で亡くなられた方や行方不明の方の銀行などの預金口座について、ご遺族やご親戚が預金口座を一括して照会できる窓口を設置しています。

■お問い合わせ先…全国銀行協会(被災者預金口座照会センター)

☎0120-751557 ※無料 (月～金 9:00～17:00 祝日除く)

生命保険や損害保険の保険証券などを紛失した方

保険会社では、生命保険や損害保険の保険証券や本人確認書類などをなくしてしまっても、簡単な手続きですぐに保険金のお支払いに応じるなど、みなさまの状況に応じて柔軟な対応を行っています。

なお、どの保険会社と契約したかわからない場合については、生命保険協会、損害保険協会、もしくは最寄りの保険会社にお問い合わせください。

■お問い合わせ先

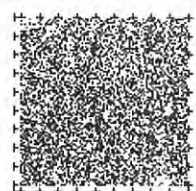
生命保険協会(災害地域生保契約照会センター)

☎0120-001731 ※無料

損害保険協会(地震保険契約会社照会センター)

☎0120-501331 ※無料

(月～金 9:00～17:00 祝日除く)



税金のこと

新 被災された方の税金を減額・免除する特例法が施行されています

申告・納付などの延長

岩手、宮城、福島 of 各県を納税地とするみなさまは、すべての国税の申告・納付などの期限が延長されています。また、地方税についても、市町村や県ごとの判断により、条例に基づいて期限を延長しています。

■お問い合わせ先…お住まいの市町村・県

所得税・住民税について

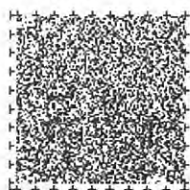
- 住宅や家財などに損害を受けた方は、平成22年分または23年分のいずれかを選択して、所得税法の「雑損控除」または「災害減免法」による所得税の軽減・免除を受けられます。また、住民税も「雑損控除」による軽減を受けられます。所得税と住民税の雑損控除は、最長5年間繰り越すことができます。
- 納税の猶予(納期限から1年以内)や予定納税額の減額を申請することができます。
※免除や還付を受けるためには、確定申告などの手続きが必要です。

住宅ローン減税について

被災して住めなくなった住宅も、引き続き所得税、住民税の住宅ローン控除の適用を受けられます。

財形住宅・年金貯蓄について

被災により財形住宅(年金)貯蓄の払出しを受ける場合、税務署の確認・交付を受けた書面を金融機関に提出することで、利子などが非課税となります。

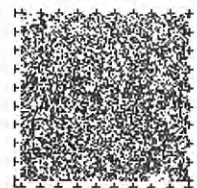


固定資産税・都市計画税について

- 津波により甚大な被害を受けた地域として市町村長が指定した地域の土地や家屋は、個別の納税者からの申請がなくても、平成23年度の固定資産税・都市計画税が課税されません。
- 被災した住宅の敷地は、10年間は住宅用地とみなされ、固定資産税・都市計画税が軽減されます。

被災代替家屋・土地を取得する場合の不動産取得税、固定資産税について

- 平成33年3月31日までに被災家屋に替わる家屋を取得する場合、被災家屋の床面積相当分は不動産取得税が課税されません。また、固定資産税は取得後4年間は1/2、その後2年間は1/3が減額されます。
- 平成33年3月31日までに被災代替家屋用に土地を取得する場合、従前の土地面積に相当する分は不動産取得税が課税されません。また、取得後3年間は住宅用地とみなされ、固定資産税・都市計画税が軽減されます。



個人事業者の方

所得税・住民税などについて

- 被災による棚卸資産、事業用資産などの損失額を平成22年分事業所得などの必要経費に算入できます。
- 被災による純損失額について、最長5年間繰り越しできます。
- 平成28年3月31日までに、被災した建物、機械装置などの代替資産を取得した場合などには特別償却ができます。
- 平成28年3月31日までに、被災区域内の土地、建物などを譲渡して国内の土地などを取得する場合や、被災区域外(国内)の土地、建物などを譲渡して被災区域内にある土地などを取得する場合は、所得税・住民税の課税を繰り延べることができます。

消費税について

被災した事業者の方には、消費税課税事業者選択届出書などの提出時期について、特例が設けられています。

■お問い合わせ先

所得税、消費税、相続税、贈与税などの国税について

…所轄の税務署または避難所などの最寄りの税務署

(月～金 8:30～17:00 祝日、12月29日～1月3日を除く)

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

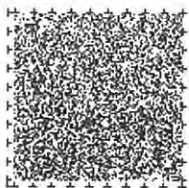
※最寄りの税務署は、こちらでご確認いただけます。

<http://www.nta.go.jp/soshiki/kokuzeikyoku/chizu/chizu.htm>

〈税に関する専用窓口のご案内〉仙台、関東信越、東京の各国税局の電話相談は東日本大震災用番号(税務署に電話をかけ「0番」を選択)を設け、担当の職員がお問い合わせや相談などに対応しています。

住民税、固定資産税・都市計画税について…お住まいの市町村

個人事業税、不動産取得税…お住まいの都道府県



自動車被災された方

自動車が、「海水に浸り使えなくなった」「車庫がつぶれて車体が壊れた」「津波で流された」などにより使えなくなり、永久抹消登録などの手続きを行った場合、自動車重量税が還付されます。運輸支局、軽自動車検査協会にて、平成25年3月31日までに還付申請を行ってください。

また、このような自動車には、自動車税・軽自動車税も課せられません。

震災以降に自動車を買換えた方

被災した自動車を平成23年3月11日から平成26年3月31日の間に買換えた場合、自動車取得税が課せられません。買換えた自動車の主たる定置場(駐車場など)が所在する都道府県に申請を行ってください。また、この場合、平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税・軽自動車税も課せられません。

※既に自動車取得税を納めた方は、還付を受けることができます。自動車の主たる定置場(駐車場など)が所在する都道府県にご相談ください。

■お問い合わせ先…自動車の主たる定置場が所在する都道府県(自動車取得税・自動車税) 自動車の主たる定置場が所在する市町村(軽自動車税)

被災した自動車を平成23年3月11日から平成26年4月30日の間に買換えた場合、最初の車検の際に課される自動車重量税が免除されます。車検の際に、運輸支局または軽自動車検査協会に届け出てください。

※既に自動車重量税を納めた方は、還付を受けることができます。車検証の交付を受けた運輸支局または軽自動車検査協会にてお手続きの後、税務署に書類を提出する必要があります。

■お問い合わせ先…運輸支局または軽自動車検査協会 お近くの税務署(自動車重量税の還付について)

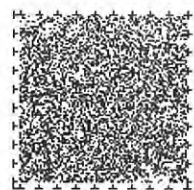
※最寄りの運輸支局は、こちらでご確認いただけます。

http://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/unyu_jinji/map.html



税金については、「税制支援ハンドブック」を官邸災害対策ページに掲載しています。「自動車」だけではなく、「税の減額・免除・還付」「住宅・家財」「事業用資産」などに関する税金のことを、わかりやすく説明しています。

<http://www.kantei.go.jp/saigai/handbook/>



車のこと

新 車庫証明について

自動車を保有する際に必要な自動車保管場所証明(車庫証明)について、津波の影響などにより車庫が設定できないような場合は、従来の住居地などを車庫として申請することが可能です。また、申請手続の簡素化などの措置もあります。

■お問い合わせ先…最寄りの警察署

新 車の廃車手続きなどについて

流出・損壊・行方不明などの被災自動車の廃車手続き(永久抹消登録)

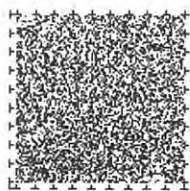
通常の永久抹消登録手続きの際に必要な書類など(申請書、ナンバープレート2枚、自動車検査証、所有者の印鑑登録証明書、所有者の実印およびり災証明書)が準備できない場合は、次の特例的取扱いを行っています。

- 申請者からの情報、納税証明書などにより自動車登録番号または車台番号のいずれかがわかり、自動車を特定できれば、申請書を受理します。
- 印鑑登録証明書が取得困難な場合や実印を紛失された場合、所有者の署名および本人確認書面(免許証など)の提示で、申請書を受理します。
- 申請人の申立書をもってり災証明書に代えます。

※なお、ナンバープレートおよび自動車検査証をお持ちの方は手続きの際、持参ください。

自賠償保険料返還について

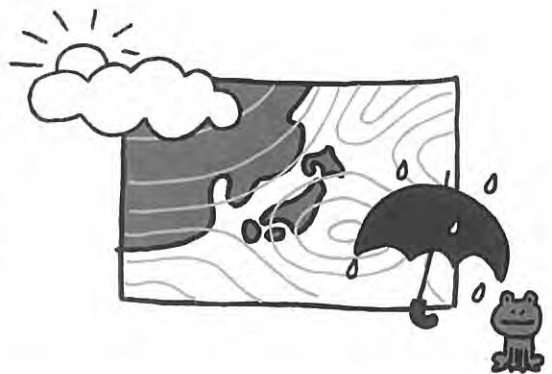
- 被災自動車に係る自賠償保険料は、保険証明書など関係書類が失われていても、り災届出受理証明書などを取り寄せた上で、保険会社に保険解約の手続きをしていただければ、震災の日にさかのぼって日割りで返還されます。くわしくは損害保険会社にご相談ください。
- 加入した損害保険会社がわからない場合は、手続きした整備工場や販売店などへご相談ください。



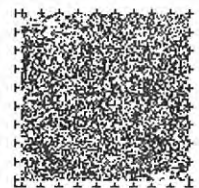
メモ

新 被災地向けの気象情報を提供しています

被災地の天気や予想雨量、週間天気予報、潮位情報などきめ細かな気象情報を市町村ごとに提供しています。被災地では、普段とは異なった生活を強いられることから、健康管理などに留意いただくために、気温や雨などに関する気象情報を利用してください。



<http://www.jma.go.jp/jma/menu/jishin-portal.html#a>



しごとのこと



日本はひとつ
しごとプロジェクト

「日本はひとつ」しごとプロジェクト

みなさまの雇用を創造する事業がはじまっています

被災されたみなさまご自身が、仕事を通じて地域の復興に携わることが
できる取り組みをはじめています。

被災された方々を都道府県または市町村が**臨時職員**などとして直接雇用し、また
は、NPO、企業などに委託して、以下のような事業を実施しています(この事業に
よる求人は、順次ハローワークなどで募集されることになります)。

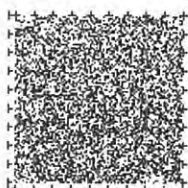
NPOや企業に委託している場合は、被災された方はNPO、企業などに雇用され
ることとなります。

—お仕事の一例

- がれきの仕分けや流失した漁具の収集
- 避難所のパトロールや清掃
- 証明書の発行や義援金の給付など、市町村役場の事務補助作業
- 避難所や仮設住宅における高齢者の見守りや保健医療サービスの提供
- 子どもの一時的預かりや子育て支援
- 被災地域の環境美化、まちづくりのための植栽

■お問い合わせ先…お近くのハローワーク

※NPO、企業などの方は、都道府県労働主管部局の各担当窓口



新 仕事探しや、職業訓練を支援しています

お住まいの地域以外の都道府県などで求職活動を行い、職業訓練を受けることができるように、交通費や宿泊料のほか、訓練を受講した場合の手当を受け取れます。

■お問い合わせ先…お近くのハローワーク

新 賃金不払や労災保険のお悩み相談に乗ります

被災者の方々の震災に伴う解雇・休業・賃金不払・労災保険給付などの労働条件・労災補償に関する相談・請求や、事業主からの労働保険料の納期限延長などの相談に迅速かつ丁寧に対応できるよう、被災地域の労働局および労働基準監督署における**相談・事務処理体制を充実**させています。

〈例〉労働基準監督署に、**緊急相談窓口**や総合労働相談コーナーを設置しています。

また、労災保険に関する社会保険労務士などによる**出張相談**なども行っています。

■お問い合わせ先…お近くのハローワーク

ご存知ですか❗ やむなく休業した場合は雇用保険の特例が受けられます

職場が震災被害を受けたことで、休業や一時的に離職をし、休業手当などの賃金が支払われない方々は、特例的に失業給付を受けることができます。給付日数は離職理由や雇用保険の加入期間により90日から330日までとなっております。

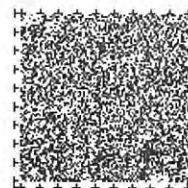
震災特別法の成立に伴い、被災された方については、最大120日*まで延長することが可能となりました。また、手続きに必要な賃金台帳などの確認書類がない場合も、ご本人のお申し出により手続きができます。

※35歳以上60歳未満で雇用保険の被保険者であった期間が20年以上の方(障害者など就職困難な方を除く)は90日

■お問い合わせ先…お近くのハローワーク

経営者・事業主のみなさまに向けて5月12日発行の「事業再建ハンドブック」でさまざまな制度などをご紹介しますので、どうぞご覧ください。ハンドブックはホームページでもご覧いただけます。

<http://www.kantei.go.jp/saigai/handbook/>



農業のこと

就労支援や被害に関する相談窓口を設けています

農林水産業の被害に関する相談窓口としてフリーダイヤルを設けています。

■お問い合わせ先…農林水産省

☎0120-355-567 ※無料（月～金 8:30～20:30 土日祝日 8:30～18:15）

全国農業会議所・全国新規就農相談センターでは、被災者のみなさまの希望（都道府県別／住居施設の有無／稲作や酪農といった業務形態 など）にあわせて求人情報を提供し、農業関係職への就労を斡旋しています。

また、東日本大震災の被災者を積極的に採用したい農業法人などを募集した求人情報をホームページでもご紹介しています。

■お問い合わせ先…全国新規就農相談センター

03-6910-1126（月～金 9:30～17:00）



新 農業者年金の加入者・受給者の方々へ

現在、農業者年金に加入されている方で震災または風評被害などで保険料を納付することが困難な方は、保険料の免除（保険料納付期間に算入）が受けられ、いつでも追納することができます。また、加入者・受給者の方が、行方不明の場合であっても、死亡一時金を受給することができます。

※一定の条件がありますのでくわしくはお問い合わせください。

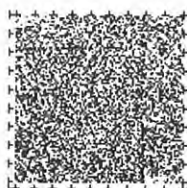
■お問い合わせ先…独立行政法人農業者年金基金

☎0120-962-831 ※無料（平成23年9月30日まで）

TEL 03-3502-3946（保険料関係） TEL 03-3502-3945（年金・一時金関係）
（月～金 9:00～17:30）

FAX 03-3502-4155

最寄り、または避難先の農業委員会または農業協同組合でも相談をお受けします。



新 農林年金を一括して一時金で受け取ることができます

農林漁業団体にお勤めであった方のうち、平成14年4月以降から「特例老齢農林年金」を受給している方が、年金払いに代えて一括して一時金(年額の11～17倍程度)で受け取ることができます。

震災発生後、農林年金の一時金払いの請求期限を迎える方については、請求期限が本年8月31日まで延長されます。

請求期限の延長とは？

例① 平成22年4月1日までに「特例老齢農林年金」を受給されていた方の場合
…平成23年3月31日→平成23年8月31日まで延長

例② 平成22年6月9日に「特例老齢農林年金」の受給権が発生した方の場合
…平成23年6月8日→平成23年8月31日まで延長

■お問い合わせ先

農林年金相談センター TEL 03-3219-3123 (月～金 9:00～17:00)
FAX 03-3219-3158

新 農林漁業者の方々に無利子の融資をご用意しています。

被災された農林水産業者の災害復旧や経営再開などのための、実質無利子(最長18年間)、無担保・無保証人での貸付が受けられます。

■お問い合わせ先…日本政策金融公庫、お近くの金融機関(農協、漁協、銀行、信金など)
日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル

☎ 0120-154-505 ※無料(月～金 9:30～19:00 祝日除く)

また、経営の復旧に必要な生産資材の購入などのために無利子で融資が受けられます。

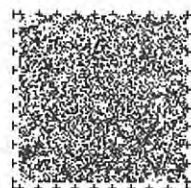
〈例〉種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、薪炭原木、しいたけほだ木、漁業用燃料などの購入資金として250万円、家畜、養殖、漁船の建造・取得資金として600万円、漁具の取得資金として5,000万円を上限に融資が受けられます。

■お問い合わせ先

市町村およびお近くの金融機関(農協、漁協、銀行、信金など)

農林水産省経営局経営政策課

03-6744-2142 (月～金 9:30～19:00 祝日除く)



水産業のこと

水産業の復興を専門家チームが支援します

被災地の水産業者のみなさまと話し合い、復興プロジェクトの策定・実施を支援すべく、専門家チームを現地に派遣しますので、ご相談ください。

■お問い合わせ先…水産庁水産業復興プロジェクト支援チーム

03-6744-0508 (月～金 9:00～19:00)

漁業経営の資金を無利子でお貸しします

沿岸漁業改善資金

沿岸漁業者が、漁業経営や操業状況の改善を図るための資金を都道府県が無利子でお貸しします。

- 利用限度額は一漁業者あたり5,000万円ですが、貸付内容(エンジン、漁ろう機器など)により異なります。
- 東日本大震災によって著しい被害を受けた方が借りる場合は、償還期間と据置期間が最大3年延長されます。

■お問い合わせ先…水産庁増殖推進部研究指導課

03-6744-2374 (月～金 9:30～19:00)

岩手県農林水産部団体指導課

019-629-5698 (月～金 8:30～17:15 祝日除く)

宮城県農振水産部農林水産経営支援課

022-211-2756 (月～金 8:30～17:15 祝日除く)

福島県農林水産部水産課

024-521-7379 (月～金 8:30～17:15 祝日除く)

